

第14回(2022年第1回) TC フォーラム政策勉強会報告(2022年2月1日開催)メモ

## 第14回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

2022年2月1日開催(報告日:2022年2月2日)

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム®

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、役員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。

コロナ禍で、リアルの勉強会を持つことは難しい常態にあります。そこで、Zoomの配信ツールを使ってオンラインの形で勉強会を開催しております。第8回政策勉強会からは、一般会員も参加ができます。希望者は、事務局(info@tc-forum.net)にEメールで申し込んでください。

次回[第15回(2022年第2回)]TCフォーラム政策勉強会アナウンスメント

[2022年4月6日(火)午後 3:00~5:00 Zoom によるオンライン開催]

## 第15回 納税者運動と租税立法の現実

報告者 **石村 耕治**

(TC フォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

### ◆次回報告のポイント

- ・ 租税立法には、政府立法と議員立法がある。しかし、現実には、租税に関する議員立法は皆無に近い。財務省など行政府が租税に関する法律をつくる政府立法一辺倒の常態にある。そして、「唯一の立法機関」であるはずの国会には、こうした現実を当然視する風潮がある。
- ・ 自民党税制調査会(宮沢洋一会長)は12月9日に総会を開き、22(令和4)年度税制改正大綱案を了承し、自民・公明の両党は翌10日に22(令和4)年度与党税制改正大綱を決定した。

- ・ その後、12月24日(金)に政府は来年度予算案と同時に「税制改革の大綱」として閣議決定した。第208回通常国会は22年1月17日(月)に召集され、会期は150日、6月15日までされた。7月10日に参議院選挙が予定されており、会期延長はできない。また、税制改正法案は、例年通り一括法案として1月25日(火)に上程され、2月中に衆議院審議を終え参議院に送り、3月20日頃には賛成多数で成立するものと考えられる。
- ・ このような立法環境では、TCフォーラムのような納税者団体が打ち立てた租税政策を法律にするには、政府立法のベースに乗るか、あるいは、議員立法を野党に乞うしかない。
- ・ しかし、現在、野党にはTCフォーラムが掲げる納税者権利憲章法案、金融機関口座情報照会手続法(仮称)【石村耕治「Q&A 銀行調査のオンライン化と納税者の権利」TCフォーラム政策研究2021年1号参照(2d151de98e596121bf3d8ccd7f485107.pdf(tc-forum.net))、電子的税務調査手法や特定電子機器/電子ツールを規制する法案などを実現できる「勢い」がない。
- ・ TCフォーラムは、空砲を打つ、花火を打ち上げる「力」はついてきた。しかし、真に提案した政策を実現できる「勢い」のある組織なのであろうか？本気度が問われている。どんな組織でもしっかり実行してはじめて存在意義がある。
- ・ 納税者団体が打ち立てた租税政策実現に向けて、基調報告を行ったうえで、参加者とキャッチボールをしてみたい。

## ◎第14回(2022年第1回)運営会議の開催(議事録)

- ・ 第14回政策勉強会「**電子的税務調査手法の利活用と納税者の権利～法定外手法の分析を中心に**」の後、運営会議がPM5:00頃から開催された。運営会議では、益子共同代表と平石事務局長から、パンフ『質問応答記録書とは何か』が完成し、2月初旬には印刷を終え配付できる旨報告があった。また、パンフ『質問応答記録書とは何か』のチラシ作成作業も終わり、印刷を依頼した旨報告があった。運営会議メンバー一同、このパンフ作成にご尽力いただいたWGの益子座長・前田委員に心からお礼申しあげる。また、配付作業を迅速に進めていただいている平石事務局長にもお礼申しあげる。
- ・ パンフ『質問応答記録書とは何か』の基(ソース)となったブックレット『もっと正しく知りたい質問応答記録書の手引』は、TCフォーラムのホームページ(HP)にアップしている([075dc9ee7889446b6ddb9ee18ff186cf.pdf](https://tc-forum.net/075dc9ee7889446b6ddb9ee18ff186cf.pdf) (tc-forum.net))。TCフォーラムの事務局(info@)に、税務調査で質問応答記録書作成に協力を求められ心理的に圧迫を感じた納税者から、HPにアップされているブックレットや民主商工会の発刊物などを読むことで、税務署と積極的に対峙できたことへのお礼のメールがあった旨、事務局長から報告があった。

- ・ 荒川委員からは、現行のリアルの税務に対応した納税者権利憲章(案)に、デジタル対応条項挿入の検討を開始してはどうか、との提案があった。現在、TCフォーラム政策勉強会などを通じて税務手続の電子化/デジタル化をめぐる諸課題について、具体的な事例を素材に分析・検討を進めている。デジタル税務を含めた納税者権利憲章(案)の制定は世界初となる。こうした事情もあり、慎重な作業を求められている。いまだ地固めの段階にあり、時間をかけ、素案を入念に仕上げたいと努力を続けている。素案がまとまった段階で運営会議の皆さんに公表し、キャッチボールをしたうえで、最良の案に仕上げたいと努力を重ねている。
- ・ すでに第12回運営会議に諮ったように、今後、「税理士監理官」について、調査を開始することになった。監理官の行動指針(倫理基準)、コンプライアンス(法令遵守)、ガバナンス、アカウントビリティ(説明責任)、透明性の確立に向けて、その行動に関する実態調査し、報告をまとめることになっている。ワーキンググループ(WG)を立ち上げ、岡田俊明(座長)、益子良一(座長代理)、菊池純(委員)、平石共子(委員)、石村耕治(委員)の各氏を中心に、検討を進めていくことになった。今春の確定申告期が終わった後から調査研究を開始し、半年くらいかけて報告書をまとめるペースで作業を進めたい
- ・ 次回、第15回(2022年第2回)TCフォーラム政策勉強会は、2022年4月6日(木)[午後3時~5時]に、石村耕治共同代表に「**納税者運動と租税立法の現実**」のテーマで基調報告を願い、報告後、参加者間で議論をすることになった。

第14回(2022年第1回)政策勉強会の報告

[2022年2月2日(火)午後 3:00~5:00 Zoom によるオンライン開催]

**第14回 電子的税務調査手法の利活用と納税者の権利  
～法定外手法の分析を中心に**

報告者 **石村 耕治**  
(TC フォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

《石村報告のまとめ》 評者 **益子良一**

- ・ 第14回(22年第1回)政策勉強会は、2022年2月1日(火)午後3:00~開催された。
- ・ 今回の勉強会で、TCフォーラム共同代表の石村耕治名誉教授は、「**電子的税務調査手法の利活用と納税者の権利～法定外手法の分析を中心に**」のタイトルで報

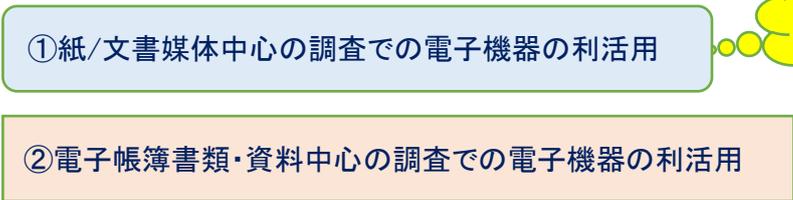
告された。

- ・ 近年、国税上の課税処分のための税務調査(質問検査権の行使/国税通則法74条の2~74条の6)において、課税庁の職員(調査官)による法定外の電子機器/電子ツール【コピー機、録音機器、デジタルカメラ、スマートフォン(スマホ)など】を使った電子的調査手法(以下「法定外電子的調査手法」ともいう。)の濫用が目立ってきている。
- ・ こうしたなか、納税者からは、「我々も電子機器/電子ツールを積極的に利活用し、しっかりと権利主張をすべきではないか」との声もある。例えば「質問応答記録書の作成協力をして、回答者は調査官から質問応答記録書のコピーをもらえない、回答者に記録書のスマホ撮影・写メ[スマホで画像を送ること]する権利を認めるべきではないか」という主張がある。一方、「税法には、納税者(回答者)にこうした電子機器/電子ツールの利活用を認めるとは書いていない。(法定外の)電子的調査手法を認めると、むしろ調査官の方に濫用されるおそれがあるのではないかと危惧する声がある。
- ・ 今回の石村教授の報告では、法定外の電子的税務調査手法や電子機器/電子ツールの利活用を法規制すべきか、あるいは今のままで法改正をしないで専門職の手腕(法解釈を主なツールにした対応)に任せるべきかについて議論を展開された。
- ・ また、仮に法規制をすれば、対象となる電子機器/電子ツールとしては、フォートコピー機/複写機、パソコン(PC)やタブレット端末、スキャナ、プリンター、タイムスタンプソリューション、USB(データ保存媒体)など多様なものが想定される、と指摘された。これらのうち、電子的税務調査手法に利活用される「フォートコピー機/複写機、デジタルカメラ/デジカメ、スマートフォン/スマホ」のような、いわば「特定電子機器/電子ツール」を射程にして、法規制の可否を考える必要がある旨提言された。
- ・ また、法制を整備するとなると、相互主義、「対等な要件(イコールフットイング)」の考えにたつて、課税庁と納税者双方が公平に「特定電子機器/電子ツール」の利活用できる法的環境を整備する必要がある旨指摘された。この場合、アメリカの法規制の仕組みが参考になるのではないかと示唆された。
- ・ 石村報告のなかで、心に残る1つ重要な指摘をされた。それは、改正電子帳簿保存法(電帳法)の施行などに伴い、とりわけ企業納税者に対する税務調査が、近い将来、①紙/文書中心の調査から、②電子データ中心の調査に大きく転換していくことが想定される、との読みである。
- ・ いずれは、税務調査は、電子化され、電子帳簿書類等のコピーをUSBなどの電子データ保存媒体に入れて提出する形になるはずだ、という。帳簿書類等の電子データ保存が常識となっているアメリカにおける企業納税者に対する税務調査では、課税庁(IRS)は、納税者が使用許諾を得て使っている市販またはオーダーメイドの

税務会計ソフトから作成された調査対象年分+前後2か月の電子帳簿書類等の原始データのバックアップファイルの提出を求めるのがふつうだという。この場合、課税庁(IRS)は、バックアップファイルに加え、メタデータ[索引、記帳日、記帳者の氏名などのような「データのデータ」]の提出も求めてくるという。このことから、タイムスタンプとかは電子帳簿書類等の保存の際の要件にはなっていないという。

- ・ また、石村教授は、税務調査が電子化された段階では、企業納税者に対する現況調査や税務専門職の調査立会いは減少していくはずだ、と指摘された。近いうちに、税の専門職の業務が「紙/文書」中心から「電子データ/電磁的記録」中心に大きく変わる、と予測された。しかし、現段階では、わが国の納税者や税理士などが、帳簿書類や資料のデジタル化にはいまだ積極的ではない。しばらくは紙/文書中心の調査が継続するのではないか、という。
- ・ 納税者や税理士のなかには、現在の紙/文書中心のリアルの税務調査段階でも、電子機器/電子ツールを積極的に使って納税者の権利利益を護るべきであるとする声がある。その一方で、納税者や税理士などが、こうした法定外の電子機器の利活用を主張すると、相互主義、バランス論の観点から、課税庁(調査官)の側にも認めなければならなくなる。結果として、納税者が不利な立場に追いやられるのではないか、と危惧する声もある。
- ・ このことから、伝統的な紙/文書中心の調査の際に、調査官、納税者、税理士が法定外の電子機器(コピー機、録音機器、デジタルカメラ、スマートフォン(スマホ)など)の利活用を認めるのか、それとも認めないのかは重い課題になる。
- ・ ただ、石村教授は、この課題は、税務調査が紙/文書中心から電子データ中心に移行するまでの間に限り有効な議論だという。なぜならば、税務調査が電子データ中心になると、電子機器(コピー機、録音機器、デジタルカメラ、スマートフォン(スマホ))の利用は自然に衰退していくからだという。
- ・ このことから、時限の法制化という認識を持ったうえで、仮に電子機器の利活用を公式に認めるとすれば、どのような条件で認めるのかなどについて議論する必要があることになる。このように、電子機器の利活用については、その是非を含め課題が山積している。
- ・ いずれにしろ、「納税者の権利利益が認められてはじめて税務調査に電子機器の利活用はゆるされる」のスタンスが前提条件になる。こうした前提のもと、石村教授は、次のように議論を展開された。

**【図表1】 税務調査と電子機器の利活用**



- ・ ①紙/文書媒体中心の調査において、①各種の「お尋ね」や②質問応答記録書の利用など税務調査における法定外資料の利活用については久しく、その適否が問われてきている。

**【図表2】 ①紙/文書中心の調査での法定外資料の利活用例**

|                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①お尋ね</li> <li>②質問応答記録書</li> <li>③その他</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------|

- ・ 加えて、法定外電子的調査手法、例えば、④納税者の帳簿種類・記録などのフォートコピー入手、⑤調査プロセスの音声録音、⑥帳簿書類・記録のスマホ撮影/写メ[スマホで画像を送ること]、の適否を問われている。

**【図表3】 ①紙/文書中心の調査での法定外電子的調査手法の利活用例**

|                                             |
|---------------------------------------------|
| ④納税者の帳簿種類・記録などのフォートコピー/複写の入手<br>→ 調査官 + 納税者 |
| ⑤調査プロセスの音声録音 + 録画 → 納税者                     |
| ⑥帳簿書類・記録のデジカメ・スマホ撮影/写メ → 調査官 + 納税者          |

- ・ この点については、研究者や実務家の間でしっかりした議論がされていない。プライバシー権、肖像権、守秘義務など、さまざまな角度から検討する必要がある。
- ・ 現行の税法では、法定外電子的調査手法については、これらを認めるとも、認めないとも書いていない。ということは、国民・納税者・税理士などは、大きく次の2つの対応が可能である。

**【図表4】 法定外電子的調査手法に対する対応方法**

|                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①法定外電子的手法は違法であり、応諾を拒否する。</li> <li>②法定外電子的手法を精査し、受け入れ可能な手法は応諾する。</li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ・ 石村教授は、①と②をもとに、納税者・税理士などが法定外電子的調査手法の向き合う作法を3例ほど示された。ただ、税理士は、会計の専門家であっても、必ずしも皆が法律の専門家ではない。それに、税理士の法的知見のレベルはさまざまである。「法律を使いこなせない税理士を依頼した納税者が不運なのは仕方がない」で済まされるのだろうか？「ロシアンルーレット」と割り切る考え方には疑問符がつく。
- ・ となると、法定外電子的調査手法の法的規制も有益な手法のようにもみえる。とは

いえ、租税立法は政府立法一辺倒で、議員は歌を忘れたカナリア当然。一方、納税者団体も、批判の花火をあげるのは大好きでも、本気度を問われる仲良しクラブだらけで、立法活動などは概して苦手。こうした劣悪な立法環境の改善、自己改革しないと道は開けてこないのではないかと指摘された。

- ・ 石村教授の報告では、アメリカやオーストラリアの税務調査手続法制を紹介した。とりわけ、アメリカの法制では、税務調査プロセスの音声録音だけを法認している。つまり、法認しているのはオーディオ録音のための電子機器/電子ツールに限られている。相互主義、イコールフットイング(機会の均等化)原則のもと、納税者も、課税庁も、調査プロセスを音声録音する場合には、相手方に事前通知(例えば調査実施の10日前まで)を求めている。適正な手続を尊重するアメリカのような緻密な法制をわが国で実現できるかと問われれば、安易にはイエスとはいえない。
- ・ 石村教授は、税務調査と秘密録音、税務調査の秘密録音と守秘義務、税務調査の秘密録音と証拠能力などについて、法解釈、裁判例の解説をされた。法的素養が豊富でないと、税理士は納税者を護れないことを痛感させられた。
- ・ 今回の報告で、石村教授は、外国法制も若干参考にして、わが国での法定外電子的調査手法の法的統制、可視化、納税者の権利利益を保護するにはどうしたらよいかを指南された。今回の論点整理、解説は、意図的に①紙/文書媒体中心の調査での電子機器の利活用にターゲットを絞ったものである。今後、わが国の税務調査の電子化が進むについて、②電子帳簿書類・資料中心の調査での新たな電子機器やソフトウェア、クラウド、タイムスタンプなどの利活用も重い検討課題になっていくのではないかと。
- ・ デジタルデバイド(情報技術格差)を権利として主張して絶滅危惧種になるのも自由である。税務のデジタル化の荒波も、「赤信号、みんなで渡れば怖くない」のセンスで乗り越えられるか? 今般の電子データの電子保存の義務化の2年間猶予が凶と出るか吉と出るか、企業納税者や税の専門職には至難な綱渡りが求められているように感じてならない。
- ・ 今回の石村教授の報告は、好むと好まざるとにかかわらず、納税者や税の専門職には逃げ切れない課題について、新たな視点から論点整理をするに資するものであると感じた。心からお礼申し上げる。